平成２０年（再ロ）第１５７号

大阪府豊中市長興寺南４丁目８番28号
再生債務者　吉村　洋志

１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年１月４日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年１月８日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（再ロ）第１号

長崎県対馬市美津島町雞知乙478番地16
再生債務者　黒岩　公人

１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年１月５日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年１月12日
長崎地方裁判所厳原支部個人再生係

平成２１年（再ロ）第８号

大分市賀来南１丁目12番１―301号　アグリス正
再生債務者　塚本　睦

１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年１月６日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年１月12日
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（再ロ）第６号

愛知県岡崎市鴨田町字池内１番地２
再生債務者　鈴置　正二

１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年１月８日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年１月12日
名古屋地方裁判所岡崎支部

平成２１年（再ロ）第８号

兵庫県明石市二見町西二見18番地の11　アドリーム明石土山604号
再生債務者　奥田　光義

１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年１月８日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年１月12日
神戸地方裁判所明石支部再生係

平成２１年（再ロ）第１１号

愛媛県松山市内浜町11番24号
再生債務者　片岡　二朗

１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年１月８日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年１月12日
松山地方裁判所

会社その他の公告

合併公告

左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
なお、この合併については平成二十二年一月六日に合併後旧主務官庁の認可を得ています。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
平成二十二年一月二十日
札幌市中央区北四条西五丁目一番地
（甲）財団法人北海道森林整備公社
理事　梶本　孝博
札幌市中央区北四条西五丁目一番地
（乙）財団法人北海道森林保全協会
理事　梶本　孝博

合併公告

左記会社は合併して、甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し、乙及び丙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十二年一月十三日
掲載頁　一二五頁（号外第七号）
（乙）計算書類の公告義務はありません。
（丙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十二年一月十三日
掲載頁　一二五頁（号外第七号）
平成二十二年一月二十日
山形県酒田市両羽町三二五番地の一
（甲）株式会社エコー
代表取締役　児玉　健一
山形県酒田市両羽町三二五番地の一
（乙）有限会社エコー農園
代表取締役　児玉　健一
山形県酒田市両羽町三二五番地の一
（丙）株式会社エコーグループ
代表取締役　児玉　健一

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十二年四月一日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十二年二月十二日に予定しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十一年七月一日
掲載頁　二三四頁（号外第一三九号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十一年七月十五日
掲載頁　一二四頁（号外第一四九号）
平成二十二年一月二十日
群馬県前橋市本町二丁目一三番一一号
（甲）群馬土地株式会社
代表取締役　塚越　勝美
群馬県前橋市元総社町二〇六番地
（乙）みやまエージェンシー株式会社
代表取締役　塚越　勝美

合併公告

左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
なお、この合併について平成二十二年一月七日に合併後旧主務官庁の認可を得ています。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
平成二十二年一月七日
群馬県安中市原市七〇七番地四
（甲）社団法人安中交通安全協会
理事長　堂口　輝雄
群馬県安中市松井田町新堀一〇九六番地一
（乙）社団法人松井田交通安全協会
理事長　飯沼　初

合併公告

左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
なお、この合併について平成二十二年一月七日に合併後旧主務官庁の認可を得ています。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
平成二十二年一月二十日
群馬県富岡市富岡一一〇〇番地三
（甲）社団法人富岡交通安全協会
理事長　田村　茂一
群馬県甘楽郡下仁田町大字下仁田六八二番地
（乙）社団法人下仁田交通安全協会
理事長　田村　方雄

合併公告

左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
なお、この合併については平成二十二年一月七日に主務官庁の認可を得ています。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
平成二十二年一月二十日
埼玉県川越市郭町一丁目一九番地六
（甲）財団法人川越市勤労者福祉サービスセンター　理事長　石川　稔
埼玉県川越市芳野台一丁目一〇三番地五七
（乙）財団法人川越労働福祉協会
理事長　石川　稔

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十二年三月一日であり、甲の株主総会の承認決議は平成二十一年十二月二十二日に終了し、乙は会社法第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十一年六月十九日
掲載頁　一〇四頁（号外第一二八号）
（乙）http://www.prs-reit.co.jp/koukoku.html
平成二十二年一月二十日
東京都千代田区紀尾井町三番一二号
（甲）ＡＤインベストメント・マネジメント株式会社
代表取締役　高坂　健司
東京都千代田区神田神保町一丁目一四番地一
（乙）パシフィックレジデンシャル株式会社　代表取締役　高野　剛